瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和８年９月２８日

瀬戸市長　川 本 雅 之

瀬戸市規則第２２号

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則の一部を改正する規則

瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則（平成２７年瀬戸市規則第３１号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に下線で示すように改正する。

改正後	改正前
第２１条　＜省略＞ 第２１条の２　条例別表第１の２１の項の規則で定める事務は、瀬戸市子ども医療費助成条例（昭和４８年瀬戸市条例第１２号）第２条に規定する保護者に対して、その子どもの福祉増進を図るため、子どもに係る医療費を助成する子ども医療費の助成に関する事務とする。 第２１条の３　条例別表第１の２２の項の規則で定める事務は、瀬戸市心身障害者医療費助成条例（昭和４８年瀬戸市条例第２６号）第３条に規定する受給資格者に対して、福祉増進を図るため医療費を助成する心身障害者医	第２１条　＜省略＞

療費の助成に関する事務とする。 第２１条の４　条例別表第１の２３の項の規則で定める事務は、瀬戸市精神障害者医療費助成条例（平成１５年瀬戸市条例第１６号）第３条に規定する受給資格者に対して、福祉増進を図るため、医療費を助成する精神障害者医療費の助成に関する事務とする。	
第２２条　条例別表第１の２４の項の規則で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第５０条に規定する後期高齢者医療の被保険者に対して、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務とする。	第２２条　条例別表第１の２１の項の規則で定める事務は、高齢者の医療の確保に関する法律（昭和５７年法律第８０号）第５０条に規定する後期高齢者医療の被保険者に対して、後期高齢者医療給付の支給、保険料の徴収又は保健事業の実施に関する事務とする。
第２３条　条例別表第１の２５の項の規則で定める事務は、瀬戸市後期高齢者福祉医療費給付要綱第２条に規定する受給資格者に対して、健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給する後期高齢者福祉医療費の給付に関する事務とする。	第２３条　条例別表第１の２２の項の規則で定める事務は、瀬戸市後期高齢者福祉医療費給付要綱第２条に規定する受給資格者に対して、健康の保持増進を図るため、医療費の一部を支給する後期高齢者福祉医療費の給付に関する事務とする。
第２３条の２　条例別表第１の２６の項の規則で定める事務は、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第２４条及び瀬戸市保育所条例（昭和４７年瀬戸市条例第５号）第７条に規定する保育料の納付が困難であると認められる児童の保護者に対して、保育料を減免する事務とする。	第２３条の２　条例別表第１の２３の項の規則で定める事務は、子ども・子育て支援法施行令（平成２６年政令第２１３号）第２４条及び瀬戸市保育所条例（昭和４７年瀬戸市条例第５号）第７条に規定する保育料の納付が困難であると認められる児童の保護者に対して、保育料を減免する事務とする。
第２３条の３　条例別表第１の２７の項の規則で定める事務は、瀬戸市一般不妊治療費等助成事業実施要綱第１条に規定する不妊に悩む夫婦に対して、一般不妊治療等に要する費用の助成に関する事務とする。	第２３条の３　条例別表第１の２４の項の規則で定める事務は、瀬戸市一般不妊治療費等助成事業実施要綱第１条に規定する不妊に悩む夫婦に対して、一般不妊治療等に要する費用の助成に関する事務とする。
第２４条　条例別表第１の２８の項の規則で定める事務は、瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱第１条に規定する経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学	第２４条　条例別表第１の２５の項の規則で定める事務は、瀬戸市就学援助費支給事務取扱要綱第１条に規定する経済的な理由によって就学困難な児童生徒の保護者に対して、就学

援助をする就学援助費の支給に関する事務とする。	援助をする就学援助費の支給に関する事務とする。
第２５条　条例別表第１の２９の項の規則で定める事務は、瀬戸市特別支援教育就学奨励費支給要綱第１条に規定する特別支援教育対象者の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、奨励費を支給する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務とする。	第２５条　条例別表第１の２６の項の規則で定める事務は、瀬戸市特別支援教育就学奨励費支給要綱第１条に規定する特別支援教育対象者の保護者に対して、経済的負担を軽減するため、奨励費を支給する特別支援教育就学奨励費の支給に関する事務とする。

附　則

（施行期日）

１　この規則は、令和９年４月１日から施行する。

（準備行為）

２　この規則による改正後の瀬戸市行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例施行規則を施行するために必要な準備行為は、この規則の施行前においても行うことができる。